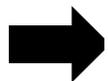


## 地域協議会設置の手引き（案）作成の経緯及び今後の予定について

### 前回（平成 27 年 3 月 13 日）会議での議論

- ・「行政の方は物すごく厳密に考えられるのです。ちょっとでも違うとできないのではないかみたいな感じで相当厳密に、もう一字一句このとおりにやらないといけないみたいに受け取られている…（中略）…もっと幅広く、ありとあらゆることに応えられるような暫定指針にするのか、それともある程度暫定指針というのは参考程度でいいので、もっとそれぞれの自治体の裁量でやってくださいと言っていたほうがいいのかというあたりは悩んだのですがいかがでしょうか。」（野澤会長）
- ・「指針という言い方を深刻に受けとめていただいている向きもありますので、もう少しやわらかなものとして提示するということは十分あり得ると思います。ですので、そこについては十分今後配慮していきたいと考えています。」（事務局）
- ・「既存の何らかの組織を活用して運用していこうとなったときに、例えば地域の自立支援協議会であったりとか、虐待のネットワークというものが出てくると思います。そういったものを活用した場合にこういうふうにできるのだというようなことをマニュアルというか、モデルの示し方をしていただくと非常に自治体は活用がしやすいのではないかなと思います。」（竹田構成員）
- ・「設置・運営暫定指針という…（中略）…こういう組織をつくれみたいな、そちらのほうに見てしまって、大事なことはむしろ運営、何をを目指すのか、…（中略）…こういう機能をちゃんと持ってください、そのためにこういう人やこういう視点を大事にするという、そこがコアの部分ですね。そのコアの部分はちゃんと守ってもらえれば、…（中略）…暫定、現実にマッチしたものにしてくださいという。むしろ組織の組織指針ではなくて何をを目指すのかという、そこをしていったほうがいいのではないかとこのころがありました。」（平野構成員）



暫定指針の見直しを進める前に、まずは地域協議会を設置するにあたっての分かりやすい「手引き」を作成して地方公共団体に周知し、地域協議会の設置を促進するのが良いのではないかと。

### 手引きの策定に向けた今後の予定について

平成 27 年

10 月 9 日（金）

- 第 5 回検討会
- ・平成 27 年度地域協議会体制整備事業の進捗状況の報告
  - ・地域協議会の設置の手引き（案）の議論

10 月 29 日（木）

- 第 6 回検討会
- 地域協議会の設置の手引き（案）の取りまとめ

⇒ 「地域協議会設置の手引き」の地方公共団体への送付・周知